

## 特別寄稿論文

# 移民政策におけるヨーロッパと日本 ——比較から何を読みとるか

宮島 喬 お茶の水女子大学名誉教授

## 1 なぜヨーロッパか

かつて「旧世界」と呼ばれながら、今ではヨーロッパは北アメリカと並ぶもっとも重要な入移民 (immigration) の地域となっているのは周知の通りである。一つの指標として外国出生人口 (foreign born population) をとると、英、仏、独三国にスイス、イタリア、スペインを加えた主要6カ国での合計は約4000万人と、アメリカ合衆国のそれに匹敵するものになっている<sup>\*1</sup>。しかもそれは、到来者数の規模だけではない。その移民政策においても、注目される場所となっている。就労、起業、就学、結婚、家族再結合などさまざまな理由、動機による人の入国の道を開き、中長期的滞在、さらには定住、永住、そしてさまざまなレベルの市民権行使を認める仕組みをも備えること、約言すると、相対的にリベラルな受入れ政策と統合政策をもつことを指して、移民政策と呼びたい。そうした移民政策をもつ点では、西ヨーロッパはもっとも先進的地域の一つである<sup>\*2</sup>。当然日本の移民政策にとって、学ぶべき点が多いが、またなかには反面教師となる要素もある。

アメリカ、カナダ、オーストラリアなどはあらかじめ永住予定者 (永住権申請者) と、訪問者に分けて人を受け入れる国であり、その点でヨーロッパ諸国や日本と異なるが、「移民国」 (immigration country) とは、前者のみの独占呼称ではない。今や、上記のような移民政策をもつ点で、イギリスもフランスも、ドイツでさえも、移民国と呼ばれうる。区別の意味では「結果としての移民国」<sup>\*3</sup> と呼ぶべきかもしれない。といっても、自国を「移民国」とみなすことが国民によって是認されているとは限らない。歴史的にはヨーロッパのほとんどの国は20世紀初めまで、移民送出国だった。フランスの国民戦線 (FN) の反移民の行動は知られているが、ドイツ、スウェーデン、スイスのような国で、歴史に照らして「わが国は移民国ではない」と主張し、排外と言わないまでも、移民の制限や滞在規則の厳格化に賛成する国民や政党が存在し、かえって最近では勢力の伸長がみられる (2014年の総選挙で第三党に躍進した「スウェーデン民主党」など)。

それはともあれ、第二次大戦後、西欧諸国が、外国人労働者受け入れ国となる過程をみてきて、その移民政策には、相対的にだが次のような特徴を感じる。

- 1) 社会的必要・要請があるとき、合理的に解決しようとする傾向 (目的合理主義)
- 2) 市民法的な公正さを貫こうとする志向 (建前に終わることも多いが、手続の公正、人権を重視)

- 3) EC, EUのなかでの自由移動と非差別の原則
- 4) 福祉国家的な統合政策と柔軟な市民権政策
- 5) 自らの文明や人権観念の普遍性の信仰 (西欧エスノセントリズムの傾向もはらむ)
- 6) 植民地支配等の遺制、矛盾を払拭しきれていないこと

## 2 戦後の外国人労働者導入政策

戦後の経済的復興には外国人労働者受け入れが必要であり、ヨーロッパ諸国は率直にそのことを表明した。フランスのジャン・モネ (当時計画化本部長官) が150万人の外国人労働者受け入れが可能であるか否かがフランスの復興のカギを握る、と語ったことは有名であり、ほどなくして移民受け入れに関する「1945・11・22オールドナンス (政令)」が制定され、実施された。また、敗戦国ドイツ (以下では、ドイツ連邦共和国あるいは西ドイツを指す) は当然そうした政策はとれなかったが、遅れて50年代の終わりからイタリア、スペイン、ギリシア、トルコ、ポルトガル、ユーゴスラヴィアと二国間協定を結び、「ガストアルバイター」と俗称される労働者受け入れを開始した。

両国とも、いわば国際的に宣言するかたちで外国人労働者受け入れ国になった。その際、まず国が受け入れ機関をつくり、募集と受け入れを独占的に行うものとした。民間の移民斡旋業者の活動を禁止するためであり、これはフランスの場合、両大戦間期につくられた民間主導の移民会社 (ソシエテジェネラル・ディミグレーション) による受け入れの不透明さへの反省からである (渡辺, 2009: 35)。そのためフランスでは移民庁 (ONI)、ドイツでは連邦労働省が窓口となった。また、二国間の双務協定によって、国内労働者との平等な待遇を保障することが原則とされた。特にドイツの場合は、その手厚い社会保障制度への加入や公的扶助 (児童手当など) の権利等も詳細にわたって協定で定めたのであった (近藤, 2013: 145)。

なお、その後の1970年代初めまでのはなはだしい労働力不足の折には、国の受け入れ機関をスキップして斡旋業者頼みで外国人労働者を導入する企業も増えて、制度の形がい化といわれる事態も始まる。そうして非正規の入国者が増えるわけで、それを審査の上で正規化するのが、国の役割となる (特にフランスの場合)。

だが、ともかく制度の初発の精神は、公正な受け入れと労働者の権利保障にあった。これらのことは、日本の1989年の改正入管法ではいずれも曖昧にされ、具体的な措置はうたわれていない。または不十分なままに終わっている。

まず、技術的・専門的労働者は受け入れるが、「単純労働者は受け入れない」というのが日本政府のスタンスだから、労働者の受け入れが明示されていないととられた。T. トレンハルトは、この日本の方式を、受け入れを明瞭にしない受け入れという意味で「非受け入れ政策」 (non-immigration policy) と呼んだ (トレンハルト, 1994: 8)。その具体的な現れは、よく「サイドドアからの迎え入れ」といわれる日系人や研修生の受け入れであり、「偽装労働者受け入れ」だといわれても抗弁しにくいものだった。

次に、日本では外国人労働者の受け入れが、二国間協定の枠組みのなかで行われたことはない。

元々、今触れたような「サイドドア」からの受け入れをする以上、二国間協定など、しようにもできないのである。日系南米人にせよ、アジアからの「興行」での来日者にせよ、中国やインドネシアからの研修生にせよ、当人たちは労働者として受け入れられるつもりで来日する。しかし、どんな労働条件が待ちかまえているのか、給与はいくらか、社会保険は適用されるのか、などが周知されないままに国を離れている。国際的な労働移動には、さまざまなリスクがあるので、最低限の公的な保証のある契約が必要との考え方がヨーロッパではとられた。この基準では、日本式受け入れはとうてい容認されないだろう。

### 3 西欧的受け入れの問題点

私事にわたるが、70年代の初めにヨーロッパの地を踏む前に、私の知識は乏しく、フランスには北アフリカ出身の移民労働者が多数働いていること、アルジェリア戦争は学生時代の私たちに大きな衝撃・感銘を与えたもので、その独立後、新生アルジェリアは経済的自立に苦しみ、数十万人の移民をこの旧宗主国に送り出したこと、そのくらの知識しかもたなかった。

実際に知り、驚いたことは受け入れ規模の大ききさだった。しかし描いていたイメージとのギャップも感じさせた。1970年代の初め、フランスの最多の外国人集団は今述べたアルジェリア人（70万人）で、建設現場、道路工事、一部はルノーやシトロエンの自動車組み立てラインにあった。しかし受け入れ政策では、住宅建設が立ち遅れ、「ビドンヴィル」（ブリキの町という意味）と呼ばれる彼らの住むスラムがまだパリ市の周辺部に残っていて、ナンテール（パリ大学ナンテール分校がある）への途次、このスラムの光景にぶつかり驚かされた記憶がある。その主な住民はアルジェリア系だった。移民たちがHLM（低家賃半公営住宅）に入居できるのはまだ先のことだった。

またフランス特有の問題といえるが、植民地アルジェリアを失い引き揚げてきたコロンたちは、怨恨をいだき、OAS（秘密軍事組織、元植民地軍の軍人にも支えられ、アルジェリア独立を認めたドゴール大統領の暗殺をねらった）などを支持し、街中で出会うアルジェリア人移民に攻撃を加えるなどして、死者を生んでいた。その葬列に出会ったこともある。こうしたフランス人とアルジェリア人との「心の壁」を崩すには時間がかかった（宮島、2010：169-172）。

一方、ドイツでは、外国人労働者の最多はトルコ人で、70年代初めには西ベルリン市内ではクロイツベルクなどのかなり老朽化したアパートに入居していたが、ある時期以降、公営住宅の建設が大車輪で進められ、ドイツ人、外国人の別なく、住宅困窮度に応じて順に入居させていった（トレンハルト、1996：210）。

いずれにせよ、日本とちがって、フランスでもドイツでも、オランダ等でも、住宅の保障は、医療や老齢年金とならぶ社会保障の一項目とされ、住宅建設では政府・自治体も絶えず対応を迫られ、また不足があると、批判の声が上がった。

労働市場については、フランス人やドイツ人の多くが入職する市場とは区別される、低熟練労働市場が生まれていた。ドリンジャーとピオーレの区別した第二次労働市場（外部労働市場）がそれにあたるだろうか。パートや臨時工ではなく、常雇労働者が多かったが、低熟練職種に格付けされ、

教育・訓練を受ける機会も、企業の内部情報に接する機会もすくない。ドイツでは職業訓練制度をへて資格試験をパスしなければ、一生不熟練労働者にとどまり、トルコ人などはそうであった。フランスでは、ディプロマ（学歴資格）に応じて熟練の階梯がほぼ自動的に決まり、移民の一世はほとんどがOS（単能工）の格付けで終わる。同一労働同一賃金であっても、賃金は最低に近いランクだから、彼らと、多くが熟練労働者に格付けされるドイツ人、フランス人の間には差が生まれ、これは一生続く。合理的制度のようにみえるが、外国人が移動のない最下層に釘づけになるという階層化を正当化する装置になっているのは、問題であると感じた。

外国人労働者への言語の研修は行われる場合、行われない場合、色々であるが、植民地出身労働者が多いフランスの場合、一応会話はできるということで省略されがちで、その実、読み書きの能力は不十分な場合が多かった。パリや地方都市で、役所、病院、外国人登録の窓口などに一緒に並んでいて、書類の書き方を尋ねられ、私のような者でも何度か彼らを手助けをしたことがある。

### 4 日本の外国人労働者受け入れに関連して

80年代の後半の日本で、外国人労働者受け入れの要求が製造業で起こり、自動車関連ではブラジルなどから日本国籍を留保した合法的に働ける労働者がリクルートされるようになったが、一般の中小企業では、やむなく「不法」とされる外国人の労働力に頼ることになった。1990年の改正入管法が施行される時点で、今日よりも多い11万人弱の「不法残留者」が数えられた。改正法施行時にその人々の何割かが合法化されてもよいのではないかと思っただが、欧米流の立法と人権にかかわる常識は、日本の常識ではなかった。

日本での外国人労働者の受け入れの議論は1987年か88年あたりに始まっている。私は、ヨーロッパ式の外国人労働者の受け入れの問題点が強く記憶のなかに焼き付いていて、低熟練職種に固定化した外国人の受け入れは避けるべきだと研究会等では発言してきた。とって、法務省の入管法改正案の言うような、高技能や専門能力のある外国人の積極的受け入れと、「単純労働者は受け入れない」という方針だけでは済まないと思っていた。そこで、特段の技能をもたない外国人労働者も受け入れ、しかしそれを不熟練労働者に固定化して使うのではなく、日本語教育と技能研修を一定期間義務付け、熟練アップを図りながら働いてもらうという考え方を書いたり（宮島、1988）、研究会やシンポジウムで強調したりした。そして、東京商工会議所が外国人労働者受入れ構想案を作成することになり、それにアドバイザー委員として参加した。1988～89年に一年間かけてまとめられたのが、東商の「外国人労働者熟練形成制度」だった。

同構想では、技能研修、日本語研修は必須とすべきだが、研修が制度の趣旨なのではなく、あくまで労働者として受け入れる制度であるから、そのことを明示した。受け入れにあたり国と国の二国間協定を基礎とすることとし、その点では、期せずしてヨーロッパ・モデルになったものになっている。同制度案は、当時の労働省にも提案され、検討をうながしたようである。その後1993年から実施される「外国人技能実習制度」は、技術研修を重視するという点ではこれを反映していたが、だいぶ違うものとなった。



すなわち、私たちは外国人労働者の受け入れ制度が必要であると認識していたが、技能実習制度では、その趣旨が「技術移転」という国際貢献ということになっている。また、国と国の二国間協定による送出国・受け入れが必要としていたが、同制度では、国は直接に受け入れに当たらず、「国際研究協力機構」(JITCO)と事業組合により協定から受け入れまでが図られていくこととなった。実質は労働者として働きながら、形式は技術移転を旨とする研修生だという、いわば建前と実際の必要が乖離する、「サイドドア」からの受け入れとなった。偽装の低賃金労働者受け入れ制度ではないかという国際的批判も受けてきただけに、残念な思いもある。

## 5 人口問題(少子化)と新移民政策

1973年10月に始まる石油危機ののち雇用状況が各国で悪化し、フランス、ドイツをはじめ多くの国は、国内労働市場を守るため、EC諸国出身者を除いて、新規の外国人労働者受け入れを停止または制限した。二国間協定で毎年の受け入れ数についても取決めがあったのに、送出国には一方的な通告でこの措置が取られたことには驚いた。ことが国益保護となった場合、受入れ国上位、ヨーロッパ優位となり、EC外の送出国はそれを受け入れるほかなかったのである。

なお、受入れ停止を長く続けると、産業部門によっては人手不足が進む恐れもあり、ドイツなどは80年代には部門により労働者受け入れを再開し、ポーランドなど東欧からの受け入れを始めている。この頃ドイツでは、研究者のなかに「出生率の低下が進んでいるから、もう10年もすれば大規模な受け入れをしなければならない時が必ず来る」と予測する人もいた。そして80年代には、ギリシア、スペイン、ポルトガルがECに加盟し、しばらくして「自由移動」システムに移行し、北の国々にも流入して、労働力需要をみたしていった。1973年、74年の受け入れ停止はあっても、人の受け入れを閉ざすべきではないという現実主義が底流としてはあった。

時間は飛ぶが、少子化の先頭を切るドイツ(合計特殊出生率は世紀初めて約1.35)の行動は注目すべきものだった。上のように現実的な対応をしてきたが、2000年頃から新移民導入政策が論じられ始める。1999年に新国籍法を制定し、「移民国」への歩みを始めたシュレーダー政権の下である。これは、IT技術者の外国からの受け入れを必要としたからであると言われた。ドイツ式の伝統の熟練労働者養成のための職業訓練制度が、たしかにIT技術者を養成するのに不適合だったのは否めない。それを主目的に、2002年に「移民法」が成立した。「移民国ではない」と言ってきた国が、1999年を経て、あえて「移民法(Zuwanderungsgesetz)」という名称で、法律をつくったことには注目すべきである。目的合理的な思考が展開されたのである。実際には同法は、IT技術者だけではなく、もっと幅広い人々を受け入れ、この人々には長期滞在を保証し、ドイツに居ついてもらう必要があるとして発想されたが、保守政党の抵抗を受けて、法案も修正をこうむっている。

フランスは少子化の危機感は今のところまだ強くないが、隣国のドイツの移民法はフランスにも刺激を与えた。「選択移民法」の名で知られる2006年法(野村、2009;宮島、2012)では、高度技能者の受け入れをうたっている点が目立つ。だが、「経済移民」または「職業移民」といった名の下に中欧、東欧などから中間レベルの労働者の受け入れも始めている。また別の資料では、労働需給の

ひっ迫している職種の調査結果を公表をしていて、そこには木工労働者とかエレベーター保守労働者などきわめて具体的な職種も挙げられている(宮島、2012)。こうした労働力の必要に対応するのに、正規化(régularisation)もその手段の一つとされているようで、同国の正規化には、対家族・子ども、対疾病者・妊娠女性のような人道的基準によるものも多いが、就労者を合法的な労働市場に組み入れるためのものも少なくない。フランスの年間の正規化数は23,000人(2012年)、35,000人(2013年)であり(『ルモンド』紙等による)、日本の年間の在留特別許可の件数の数倍に達している。

こうした合理主義は日本にあるだろうか。日本では少子化対応において、「外国人受け入れ」や「移民」に言及することは省庁の示す公的な政策では久しく禁句に近かったのは周知の通りである。法務省の「第三次出入国管理計画」(2005年)が初めて、人口減少時代を迎えて外国人労働者の受け入れのあり方を検討すべきだ、と述べるにいたる。もっとも、この間、そうとは言われないが、少子化対応となりうるような人の受け入れはなかつた。婚姻移動というかたちでアジアから多数の人々が入国し定住し、その国際結婚から誕生した二世の数は、過去四半世紀で推定50万人を超えていると思われる。

日本では、少子化、労働力減少について起こっている現実を認め、今後に向けて合理的・現実的に対応を考えるのではなく、「移民」「外国人」という言葉にセンシティブな世論や政治文化に配慮し、グローバル化を反映した問題への論及が避けられてきた。「日本人-外国人」の二分法の政治が強かったからと言わざるをえない。

ドイツは、少子化の危機は今後もずっと持続するとみており、第一義的には労働市場のことを考え、年間80万人以上の中長期滞在外国人を受け入れている。中長期滞在が予定される者には、「統合法」という法律に従って、ドイツ語およびドイツに関する知識の受講、習得を義務付けている。フランスでは、前記のように人口問題が正面から提起されることは今のところないが、中長期滞在予定の外国人については、同じく、「統合契約」の名の下にフランス語およびフランスについての知識の習得を義務付けている(受講料は無料)。

## 6 統合政策から学ぶ

これらの施策になると、「統合政策」の領域になってくる。ヨーロッパの諸国の移民政策では、入国管理政策と並んで、統合政策が特に重視されている点は学ぶべきだろう。なお、「統合」という言葉に文化的同化の響きがあるからとして、「編入(insertion)のタームを使う人々もいる。

統合政策重視には、次のような理由がある。ヨーロッパに増大した移民は、かつてヨーロッパからアメリカやカナダに向かった古典的移民と違い、前もっての永住、同化への構えと覚悟をもった移民ではなく、出稼ぎ→帰国のイメージをもちながら移動する単身者が中心だった。そして、石油危機といういわば偶発的要因から、定住していった人々である。そこで、彼らをヨーロッパ社会に適応させるべく、政策努力を行なわなければならなかった。それは言語、職業訓練、社会保護(社会保障)、学校教育などにわたり、平等化と支援を伴う受け入れが行われてきた。最多の外国人・移民を擁するドイツでは、公的予算のほかに、キリスト教会の基盤の強さもあり、主な福祉団体が外

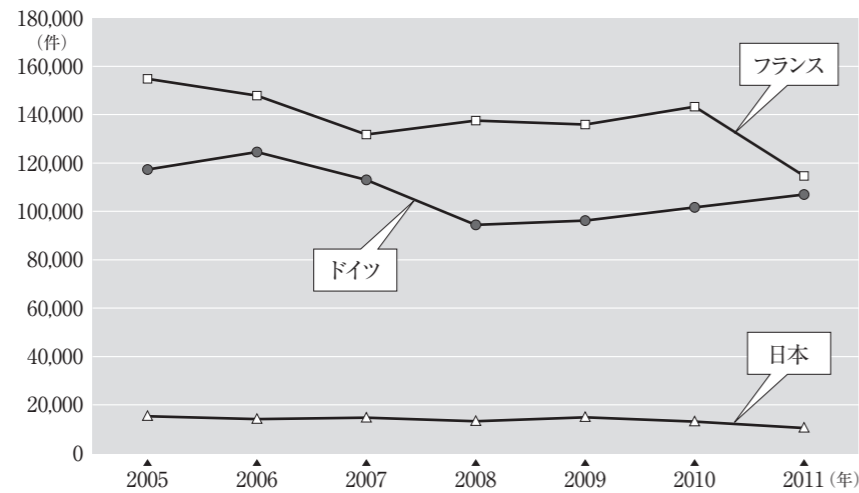


図1 年間国籍取得件数

国人・移民のために行う支出が年に7000万ユーロ（約90億円）に上るといわれる。家族呼び寄せを認めたのも、広く考えると、ホスト社会のなかに安定した生活パターンを築かせるという統合手段の一つだったといえる。

またイギリスの場合は、ニューコモンウェルス移民（非白人）が過去半世紀来いちじるしく増加し、従来のヨーロッパ系移民（アイルランド、ポーランド、ユダヤ系など）と文化的特質が非常に異なるので、多文化的対応を行なうことになった（Hansen, 2000: 4）。多文化主義や差異主義などと呼ばれるその統合政策は、宗教的多元主義、母語教育、外国人学校（民族学校）の認可などに志向していて、日本の多文化共生の施策を超える広がりを見せている。

こうしてみると、統合政策を有効裡に行うには、短期的な視野に限定せず、外国人の長期滞在中も視野に入れ、必要なら許容し、その移民化も想定するという姿勢が必要になることが分かる。日本では、永住者資格の取得者が増えてはいるが、「移民」という言葉は避け、テンポラリーな滞在中とみなしたがるという傾向がまだ強い。しかし、そうした見方に固執し続けるかぎり、統合政策も短期的なそれにとどまってしまう。ヨーロッパに比べ、たとえば統合施策に対する法的裏付け（憲法、法律、条令による）が弱いといった点にそれが現れている。

統合政策がいわゆる市民権（シティズンシップ）の拡大の施策にまで及んでいるのは、西欧ならではの特徴といえる。市民権施策には一般に、国籍の付与または国籍取得の容易化・促進と、移民たちの各々のオリジナルな国籍を維持しながらの市民権の行使の容認（「新しい市民権」と二つがある。国籍取得を容易にする道として、国籍法への出生地主義（*jus soli*）の導入、帰化手続の簡素化、容易化があり、重国籍容認もその一つである。西欧諸国ではこれらすべての市民権施策が、伝統として、あるいは新たな試みとして行われて来て、日本の及びがたいところである。

国籍取得数をみると、図1のように、フランス、ドイツの近年のそれは日本の数倍から10倍にも及ぶ（OECD, 2013）。なお、ドイツは1990年代には非ドイツ系外国人の帰化率がヨーロッパでもつ

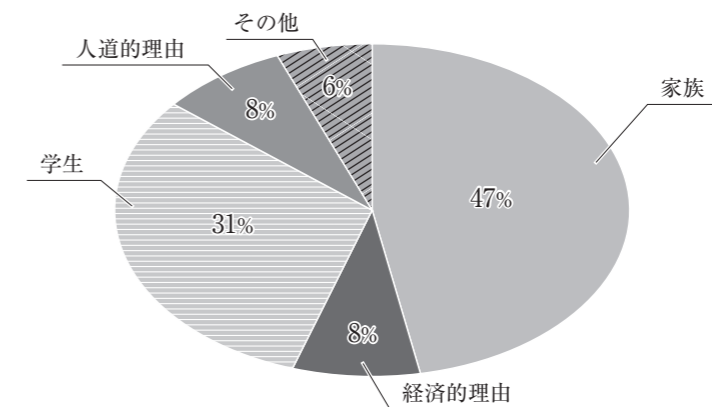


図2 中長期滞在予定者の入国理由（フランス、2013年）

とも低い部類の国であったから（トレンハルト、1996: 216）、それだけ制度改革に力を入れてきたことの結果といえる。

また、定住外国人の二世以下の子どもたちの滞在の条件を安定させるための出生地主義の導入が、80年代から90年代にかけてオランダ、ベルギー、ドイツなどで、条件付きながら行われた。特にドイツは、長年血統主義一本だった国籍法に1999年に修正を加え、条件付きで出生地主義を導入し、ドイツ生まれの外国人の地位の安定化、国籍選択への道を開いた<sup>44</sup>。

定住外国人が今日のように増加している時、その現実を直視し、可能なかぎり彼らの市民権へのアクセスの道を保障することは、リベラルな市民観に立つ国家の義務であろう。ヨーロッパでは、EUの方針とガイドライン提示もあり、多くの国とその政治リーダー、政策担当者、NGOなどがその推進に努めてきた。それに比較して、日本では、定住外国人の市民権施策では、多くの議論や提言がすでにあるが（出生地主義の導入、帰化要件の緩和、重国籍の容認、外国人地方参政権、等々）、あまり実現をみていない。

## 7 人道的な人の受け入れをめぐって

国際的マイグレーションというと、労働移動ないし経済的理由による移動を真っ先に考えがちだが、統計をみると決してそうではない。複合的ないし総合的な性質が強い。ヨーロッパをみると、「家族」「学生（留学）」「人道的理由」などの占める割合が相対的に高く、なかでも日本に比べて目立つのは、「人道的理由」、すなわち広義の難民受け入れの比率の高さである。2013年の数字ではフランスでは8%、ドイツでは12%をそれぞれ占めている（フランスの場合については図2に示す）。

一方、日本ではどうかというと、人道的受け入れはこれまで極端に少なく、入国者に占める割合は0.9%にしかならない。難民受け入れとは国益、市場益、その他私益からの人の受け入れではなく、国際的義務である人道的受け入れであり、外国人労働者受け入れとは別のオーダーに属する。そしてフランスとドイツは、1951年に締結された「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」と略）に先



立って、自国の憲法（基本法）のなかに、庇護の権利・義務を規定していて、一般行政機構からは独立した難民認定機関をもっている。こうした伝統も、確立した仕組みもない日本では、難民受け入れは、国民の関心に支えられない専門家の仕事、役所の仕事とみられているようである。

仏、独とともに過去20年来難民受け入れ法制の後退を指摘されてきて、これには国際的なテロ対策からの要請なども関わっているが、他方では、「難民条約」にはない革新性をここ10年ほどの間に付け加えてもいる。非国家的迫害や性的迫害にも庇護権を認定すること、などがそれである。庇護権をもつのは政治的被迫害者、つまり属する国の国家権力から迫害された者に限られるとされてきたが、たとえば国家権力そのものではないタリバン勢力の脅迫から逃れて国外に出る者、FGM（性器一部切除の慣習）を拒み国外に出るアフリカ女性、これらに難民の認定を与えるなど、ヨーロッパのなかの少なくとも一部の国は、人道的受け入れの考え方を拡大している。仏、独、英、オランダ、ベルギー、スイス、ノルウェー、スウェーデンの2011年の難民申請者受け入れ数の合計は、約27万人に達し、北米の4倍にあたる。

難民の受け入れとは、伝統、制度、実績、世論（国民の意識）の4つの要素にかかっている、日本はどの点でもヨーロッパに比べ、明らかに後発的である。日本の出入国管理及び難民認定法が独自に課している規則の問題（入国後180日以内に庇護申請をしなければならないとする規則など）もあるだろうが、これらの再検討とともに、どう国民の認識と関心を高めていくかが課題だろう。

## 8 反移民の潮流におけるヨーロッパと日本：結びに代えて

21世紀に入ってから10年間にヨーロッパ主要8国の在留外国人数は1.6倍に増加している。背景には、グローバリゼーションと「南」（アフリカ）の貧富の差の拡大、「アラブの春」等の中東、北アフリカの政変、紛争、中欧・東欧からの人の移動の自由化（それを利用してロシア、中国からも）などがある。これまで移民の送り出しの経験のほうが勝っていたスペイン、イタリアには、21世紀に入って入国者の急増がみられ、受け入れ政策、統合政策の不十分さに加え、国民の側にも時にゼノフォビア（外国人嫌い）に近い反応がみられる。

と同時に、ヨーロッパでいま一つの目立つ傾向として、「反イスラーム」の感情を煽るかたちで特定の移民グループへのスティグマ化がみられる。イスラームのスカーフを問題視し、公的な場（特に学校）での移民二世代の行動に監視を強めたフランス、二つの殺人事件<sup>※5</sup>をきっかけに「イスラーム」を原理主義とイコールとみなし、近代社会の価値と相容れないとする政治キャンペーンが始まったオランダが、際立つ例に挙げられる。そこには、普段これらの社会が意識しない、普遍主義（universalism）の西欧に対し、アジア、イスラームを特殊主義（particularism）とみなす無意識の、強力なエスノセントリズムが働いていないだろうか。日本にも日本なりのエスノセントリズムはあるが、「普遍的」であることを強調する強いエスノセントリズムではないと思う。

その日本では数年来、市民の一部から——インターネットの“威力”も借りて——アジアの特定国民を名指しで、排斥をいうキャンペーンが行われている。その背景や理由については色々な指摘が行われていて、私もそれにつき若干の見解を述べたことがあるが（宮島、2013：264-66）、ここでは立

ち入らない。

今日の日本の一部でみられるレイシズムないしゼノフォビア現象について、ヨーロッパの研究者たちの見方は、主に次のようなものである。ヨーロッパの国々にも残念ながら極右や保守の勢力による「反移民」の行動や、間歇的に現れる反ユダヤ主義の暴挙があるが、しかし、今の日本との違いは、それらを言説、行動の両面で追及し、処罰する反レイシズム法制があること、責任ある政治指導者からの決然たる批判が表明されることにあり、両方の面での日本の対応の鈍さには理解に苦しむ、と。国連の人権差別撤廃委員会の日本に寄せた見解もほぼ同様なものである。公正、人権、反差別に関しては、曖昧さ、妥協を許さないというその立場がよく示されている。このヨーロッパ発の日本への厳しいメッセージは、真摯に受け止めなければならないと思う。

※本稿は、2014年度移民政策学会年次大会（5月10日、筑波大学）における特別講演の原稿に加筆したものである。題目に一部変更がある。

- \*1 OECD, 2013
- \*2 広義の移民政策に移民（移住者）の市民権政策まで含めるなら、そこで先進的な試みを行ってきたのは西欧諸国である。定住外国人への参政権の付与などはアメリカ、カナダ、オーストラリアでは検討されたことがない。
- \*3 この言葉の意味については宮島・鈴木、2014：53を参照されたい。
- \*4 同国籍法では、一定の滞在実績と滞在資格をもつ外国人を親とするドイツ生まれの子どもにドイツ国籍が認められることになった。ただし、23歳までに重国籍は解消しなければならない（宮島、2010：177）。
- \*5 新右翼と言われイスラーム批判を展開した政治家ピム・フォルタインの暗殺（2002年）、イスラーム批判の映画製作を行ったとされるテオ・ファン・ゴッホの暗殺（2004年）。ただし前者の殺害は、環境保護派の活動家によって行われた（水島、2012：139）。

### 【参考文献】

- ・近藤潤三、2013『ドイツ移民問題の現代史——移民国への道程』木鐸社
- ・トレンハルト、D., 1994（宮島喬ほか訳）『新しい移民大陸ヨーロッパ』明石書店
- ・トレンハルト、D., 1996『ドイツにおける移民と地域政治』宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣
- ・野村佳世、2009『「サン・パピエ」と『選別移民法』に見る選別・排除・同化』宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会
- ・水島治郎、2012『反転する福祉国家——オランダ・モデルの光と影』岩波書店
- ・宮島喬、1988『外国人労働者受け入れの論理——先進社会のジレンマのなかで』明石書店
- ・宮島喬、2010『一にして多のヨーロッパ——統合のゆくえを問う』勁草書房
- ・宮島喬、2012『フランス移民労働者政策の転換』『大原社会問題研究所雑誌』645号
- ・宮島喬、2013『多文化であることとは——新しい市民社会の条件』岩波書店
- ・宮島喬・鈴木江理子、2014『外国人労働者受け入れを問う』（ブックレット、No. 915）、岩波書店
- ・渡辺千尋、2009『移民と移民政策の変遷——1945年から1974年まで』宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会
- ・Hansen, R., 2000, *Citizenship and Immigration in Post-war Britain*, Oxford University Press.
- ・OECD, 2013, *Perspectives des migrations internationales*.